

【すこやか歳時記】
卯月の候

懸念される「2024年問題」がついに新年度の4月から始動。時代の変化に対応する想定を。

かねてより懸念されてきた「2024年問題」が、この4月がついに始動することになります。いわゆる働き方改革関連法案の施行に伴って、トラック物流などに遅延や離職者の発生などが懸念されています。この法案の正式名称は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」で、2019年4月1日に施行されています。

すでに大企業では同日から、中小企業では2020年4月から適用されてきました。物流・運輸業や建設業などは5年間の猶予期間がありました。今年4月から適用されます。

直接的に関連業界ではない事業者であっても、物品の配送や工期の変更などで従来とは異なる状況を想定しながら、「時代の変化に対応する」ことが新年度にも求められます。

求人票に明示すべき労働条件が追加されます。

2024年4月1日から職業安定法施行規則の改正により、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に明示する労働条件が3点追加になります。

追加される明示事項

- ①従事すべき業務の変更の範囲※
 - ②就業場所の変更の範囲※
 - ③有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間または更新回数の上限を含む）
- ※「変更の範囲」とは雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

記載が必要な項目	記載例
業務内容・・・①	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲)●●事務
契約期間・・・③	期間の定めあり(2024年4月1日～2025年3月31日) 契約の更新有(●●により判断する)更新上限有(通算契約期間の上限●年/更新回数の上限●回)
就業場所・・・②	(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲)●●支社

ハローワークの求人票に限らず、自社のホームページや求人広告の掲載を行う場合でも同じように労働条件を明示しなければなりません。

関連情報
 令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます
 (厚生労働省 HP 内) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

日々是好日カレンダー

4月	APRIL
1月	卯月・鳥待月・花残月・清和月 ・新会計年度 ・エイプリルフール ・トレーニングの日
2火	・図書館開設記念日 ・CO2削減の日 ・歯列矯正の日 ・週刊誌の日
3水	・愛林の日 ・資産運用の日 ・趣味の日 ・いんげん豆の日
4木	・清明 ・交通反戦デー ・あんぱんの日 ・どらやきの日
5金	・小笠原返還記念日 ・横丁の日 ・ヘアカットの日 ・デビューの日
6土	・春の全国交通安全運動(～4/15) ・新聞をヨム日 ・しろの日
7日	・労務管理の日 ・世界保健デー ・農林水産省創立記念日
8月	・花まつり ・指圧の日 ・タイヤの日 ・出発の日 ・忠犬ハチ公の日
9火	・子宮頸がんを予防する日 ・左官の日 ・美術展の日 ・大仏の日
10水	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11木	・メートル法公布記念日 ・中央線開業記念日
12金	・世界宇宙飛行の日 ・東京大学創立記念日 ・パンの記念日
13土	・水産デー ・喫茶店の日 ・浄水器の日 ・決闘の日
14日	・オレンジデー ・柔道整復の日 ・良い年の日 ・椅子の日
15月	・世界医学検査デー ・遺言の日 ・ヘリコプターの日
16火	・春の土用入り ・女子マラソンの日 ・国民年金法公布記念日
17水	・ハローワークの日 ・世界血友病の日 ・なすび記念日
18木	・発明の日 ・よい歯の日 ・よいお肌の日 ・ガーベラ記念日
19金	・穀雨 ・食育の日 ・飼育の日 ・地図の日 ・養育費の日
20土	・郵政記念日 ・青年海外協力隊の日 ・女子大の日
21日	・民放の日 ・放送広告の日
22月	・国際母なる地球デー ・よい夫婦の日 ・カーペンターズの日
23火	・世界図書著作権デー ・消防車の日 ・地ビールの日 ・しじみの日
24水	・植物学の日 ・日本ダービー記念日
25木	・初任給の日 ・世界マリアデー ・国連記念日 ・歩道橋の日
26金	・世界的所有権の日 ・よい風呂の日 ・七人の侍の日
27土	・世界生命の日 ・婦人警官記念日 ・哲学の日 ・駅伝誕生の日
28日	・労働安全衛生世界デー ・主権回復記念日 ・シニアの日
29月	・昭和の日 ・国際ダンスデー ・羊肉の日 ・畳の日
30火	・社会保険料納付期限(3月分)

★青字は人事労務部門に関わる期日です

《今月の特集①》災害対策としてのBCP

2024年元旦の能登半島沖の震災によって、改めて日本における災害対策の重要性を思い知らされることとなりました。緊急時の企業活動を支えるBCPについて解説します。

はじめに

2024年元旦に起こった能登半島沖の震災により多くの方が被災し、現在も復旧に向けた各種支援が続いています。地震の多い日本において、天災地変の際に企業活動をどのように復旧・維持していくかの計画を立てておくことの重要性を今回改めて思い知らされることとなりました。以下緊急時に有効なBCPについて解説します。

BCPとは

BCP(Business Continuity Plan: 事業継続計画)とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。BCPは2001年のアメリカ同時多発テロを契機として注目されるようになりました。

実効性の高いBCPを策定することで、顧客からの信用アップに寄与するだけでなく、公的な認定を受けることで税制優遇や融資上の優遇などのメリットにも繋がります。緊急時に慌てて対応せずに済むように、災害を具体的に想定し、災害毎の対策や命令系統、安否確認などを体系的に計画することは、企業価値の維持・向上にもつながるでしょう。

BCPの内容

BCPは主に次のような項目で構成されます。

1. 目的・基本方針
2. 緊急事態の定義
3. 緊急事態下における重要商品提供方法
4. 連絡系統
5. その他の情報

【1. 目的・基本方針】

「緊急時において関係者の安全を確保しながら事業活動を継続するため」「従業員の安全を第一に考える」「顧客の緊急事態下における事業活動を支援する」など、**計画が何のためにあるかを記述**します。

【2. 緊急事態の定義】

「震度6以上の地震」「大規模火災」などといった天災地変の定義、またそれらの災害に付随して「水道とガスが停止した状態」「通信インフラが使えない状態」「物流インフラが使えない状態」など、**どんな場面でBCPの対象とするかを定義**します。

【3. 緊急事態下における重要商品提供方法】

什器や設備、通信機器の保全や代替設備の確保、データバックアップを復旧するためのワークフロー、緊急事態下における従業員の労働環境確保、協力企業との連携などについて定めます。

ポイントとしては①不足するリソース(人・モノ・金・情報等)を補完・代替する方法について定めること、②「誰が、何を、いつ」行うかについて具体的に決めていくことでしょう。

【4. 連絡系統、権限】

安否確認の時期と方法、統括責任者や統括代理者の明示、災害対策本部の設置基準、設置の場所候補地などについて策定します。安否確認については通常の電話・インターネット通信網が使えない可能性もありますので、代替的なサービスの導入を検討しても良いでしょう。

【5. その他の情報】

緊急時に役立つハザードマップや地域の避難場所、警察や消防署など緊急連絡先の情報を盛り込んで良いでしょう。

《今月の特集②》「加速化プラン」による育児給付の拡充案について

政府の「加速化プラン」なる集中的子育て支援策として、育児休業給付の拡充や育児時短休業給付（仮称）の創設等が検討されています。現段階の情報を紹介します。

はじめに

さらなる子育て支援政策が議論される中で、「加速化プラン」と称する3年間の集中的な取り組みが行われようとしています。具体的には、男性育児休業（産後パパ育休）を念頭とした産後一定期間の給付率の引き上げや、育児時短休業給付（仮称）の創設などが検討されているため、現段階の情報を紹介します。

目標

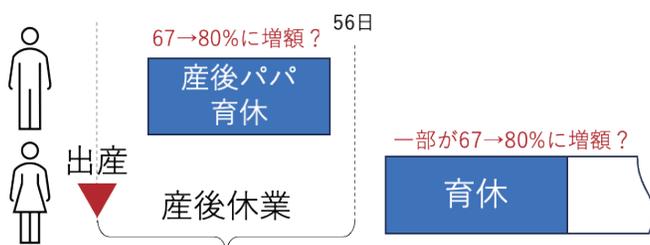
男性の育児休業取得率について、公務員、民間の双方について、以下のように**男性の育児休業取得率の目標を引き上げる**こととされています。

（男性の育児休業取得率の目標）

2025年
 公務員 **85%**（1週間以上の取得率）、民間 **50%**
 2030年
 公務員 **85%**（2週間以上の取得率）、民間 **85%**

産後パパ育休等の拡充

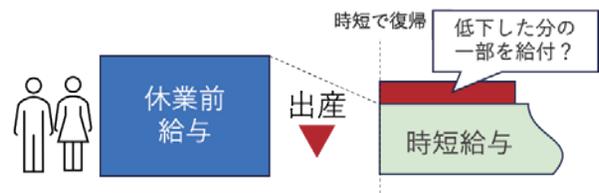
「産後パパ育休」（出産後最大28日間）の期間を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の「産後パパ育休」を取得した場合には、給付率を現行の67%（手取りで8割相当）から、8割程度（手取りで10割相当）へと引き上げることが予定されています。2025年度からの実施を目指して検討が進められています。



育児時短就業給付（仮称）の創設

柔軟な働き方として、男女ともに、一定時間以上の短時間勤務をした場合に、手取りが変わることなく育児・家事を分担できるよう、子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付（「**育児時短就業給付（仮称）**」）を創設することが検討されています。給付水準については、男女ともに、時短勤務を活用した育児とキャリア形成の両立を支援するとの考え方に立ち、引き続き具体的な検討を進め、2025年度からの実施を目指すと言われています。

具体的な給付内容については未定ですが、休業前賃金の1割程度の給付になるとの案が出ているようです。



週20時間未満の雇用保険

多様な働き方と子育ての両立支援策として、子育て期における仕事と育児の両立支援を進め、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築が議論されています。例えば、雇用保険が適用されていない**週所定労働時間20時間未満の労働者についても、失業給付や育児休業給付等を受給できるように、雇用保険の適用拡大に向けた検討を進めると**されています。

社会保険適用拡大の影響等により、一部のパートタイマーが労働時間を週20時間未満に抑制する可能性があります。それらの時短勤務者に対しても失業保険の保護対象とすることで、育児などのライフステージに合わせて多様な働き方をしやすくする狙いでしょう。施行時期については適用対象者数や事業主の準備期間等を勘案して2028年度までを目途に施行することとされています。

退職代行業者から連絡があったら

近年、従業員の代わりに退職連絡を請け負う「退職代行サービス」が増えています。見ず知らずの業者から所属する従業員の退職を突然通告されて戸惑うことのないよう内容と対策について解説します。

退職代行サービスとは

退職代行サービスとは、文字通り退職の連絡を代行するサービスですが、そのサービス業者には下記のパターンがあります。

1. 弁護士事務所

弁護士事務所は委任契約でクライアントを代理し、退職時の未払い残業手当や有給休暇の交渉などの交渉される場合があります。

2. 民間の退職代行サービス会社

民間の退職代行サービスは前述の「代理」をすることができず本人の意思を伝える役割に限られます。金銭やその他退職に関する条件などは理権のない業者との交渉は拒否していいでしょう。

3. 退職代行ユニオン

合同労働組合、いわゆるユニオンの中には、退職代行を行うものがあり「団体交渉権に基づく団体交渉」として弁護士同様にその他の金銭的な権利主張も行ってきます。

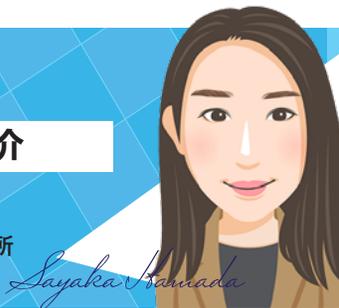
退職代行への対策

退職代行への基本的な対策は「慰留せずにできるだけ穏便に早期解決を図る」ことに尽きます。「お金をかけて他者に代行してもらってまで辞めたい人」を引き留めても翻意する可能性は低く、むしろ交渉が長引くことで更なる金銭交渉や退職の連鎖につながるリスクが高まります。

まずは退職代行者の属性と要求内容を冷静に確認し、できるだけ早めに対応をしましょう。

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
濱田 早弥香



濱田早弥香と申します。宜しくお願い致します。

Q 趣味を教えてください

A 週1回程度ですが、テニスを楽しんでいます。サーブやスマッシュがきまると気分爽快です。心身の健康維持のためにぼちぼち続けています。

Q 好きな食べ物はなんですか

A 甘いもの全般大好きです。特にいちごやメロンなど、フルーツを使用したものが好きです。甘いものを食べると、元気になります。

Q 好きな本はなんですか

A 『チーズはどこへ消えた?』（スペンサー・ジョンソン著）が好きです。めまぐるしく変化する時代なので、不安を感じたときには思い出して読み返しています。

顧問先様とのご縁を大切にしております。常にベストな結果を追求していきたいと考えております。いつでもお気軽にご相談いただければ幸いです。

当事務所について



労務ジャパン株式会社



福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

TEL 092-734-2300

FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[4月版]
No.83

無理やり運転 NG!! 思いやり運転 OK!!

また新年度を迎えて、新入学や入社などで慣れない通学路や通勤路を歩く人たちが増える時期です。車の運転中は歩行者保護をさらに注意深くお願いします。

今年の「春の全国交通安全運動」(4/6～4/15)では…

- ①こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

…と3つの全国重点テーマが掲げられています。

もちろん飲酒運転は厳禁で、ぜひ安全運転を最優先で。



4月の
注意ポイント

- その① 通勤時や移動時には交通安全の徹底を!!
- その② 花粉症や春風邪など健康管理に注意を!!
- その③ 引き続き感染症対策にも気を抜かずに!!